

関西文化学術研究都市文化学術研究ゾーンにおける 研究開発型産業施設の立地基準

平成17年11月 1日作成
令和4年10月24日最終改正

1 趣旨

この基準は、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月9日法律第72号）に基づく関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画の実現に向け、当該計画に定める研究開発型産業施設が立地する場合の基準を定めることを目的とする。

2 立地ゾーン

この立地基準は、文化学術研究地区の内、別図に定める文化学術研究ゾーン並びに文化学術研究ゾーン・センターゾーン・公園緑地ゾーンにおいて適用する。

3 企業要件

(1) 健全性

施設の建設及び経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有する者であること。

(2) 革新性、発展性

立地企業が、次のいずれかの項目に該当すること。

- ・ 大学、研究機関等の研究成果・シーズの産業化を図っていること。
- ・ 大学、研究機関等と連携（共同研究又は指導を受けていること）を図っていること。
- ・ 新製品開発、新分野への進出計画を有すること。
- ・ 特許等知的財産を有していること。

4 施設要件

(1) 対象施設

次のいずれかに該当する産業施設であること。

- ・ 研究機能と生産機能が一体となった産業施設

※立地施設における従業者数に対する研究者比率が概ね7.5%以上であること

※研究機能は、基礎・応用研究、開発研究とし、現物品の改良、新製品の開発、技術の開発等の開発を行うものを含む。

※生産機能は、総務省日本標準産業分類の「製造業」が持つ機能を主たるものとする。

- ・ ソフトウェア開発を業務とする産業施設

(2) 事業分野

立地する産業施設の事業分野が、科学技術・イノベーション基本計画で定められた統合イノベーション戦略に基づく重点分野に属すること。

＜科学技術・イノベーション基本計画で定められた重点分野＞

AI、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、安心・安全（防災、感染症対策、サイバーセキュリティ等）、環境エネルギー、健康・医療、宇宙、食料・農林水産業など

(3) 施設計画

施設の立地に当たっては、法律及び条例に定める立地上の要件を満たすほか、次の要件に適合すること。

- ・ 市町が定める環境基準
- ・ 景観形成上適切な計画であること。
- ・ 立地地区や周辺地区等のインフラ条件（電力、上下水道等）に適應する計画であること。

5 その他知事が特に認める産業施設

特に地元市町が必要とするものについては、市町長の意見を聴取した上で、知事が認めたものとする。